

不利益処分に係る処分基準(法令)

法令名及び条項	処分の概要	担当課名
食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律(平成2年法律第70号)第16条第6項	解任命令	生活衛生課

- 1 法第16条第6項に基づき、認定小規模食鳥処理業者に対し、食鳥処理衛生管理者の解任を命ずる場合の審査基準は次のとおり。

法第16条第5項の確認に係る事項が同項の厚生労働省令で定める基準に適合していなかった場合であって、当該確認を行った食鳥処理衛生管理者に引き続き同項の確認を行わせることが適当でないと保健所長が認めること。

備考 法令に規定されている条文やその解釈に関する文書を閲覧したい方は、申し出てください。